

2013年8月1日 JAL企業年金基金との事務折衝報告メモ（JAL本社14階会議室）

JAL企業年金基金の7月25日の代議員会の議案（平成24年度決算、平成25年度財政検証など）と議事内容の説明をいただき、JAL退職者懇談会からの提起をさせていただきました。

1, 加入者数、待期者数、受給者数の動き

	H25年3月末	H24年3月末	H23年3月末
加入者数	10,049名 (△211名) *1	10,260名	10,500名
待期者数	2,435名 (△467名) *2	2,902名	3,454名
受給者数	7,432名 (+427名) *3	7,005名	6,548名

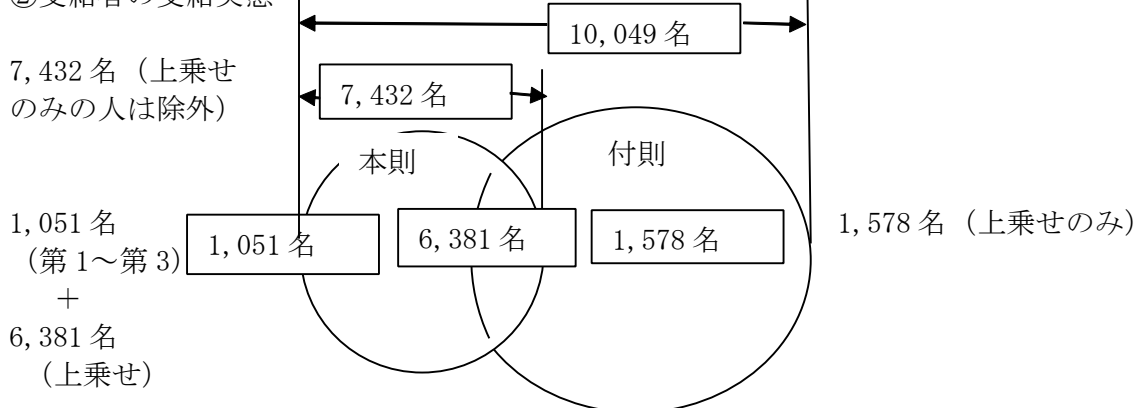
(*1) 加入者数△211名の内容→400名退職して、200名の加入者があった。200名の加入者は正社員になって3年目の客室乗務員。

(*2) 待期者数△467名の内容→加入者60名が待期者に異動(3年目)。待期者から受給者に480名が異動(60歳に)。一時金受取等が40名。

(*3) 受給者数+427名の内容→500名が待期者(480名)、加入者(20名)から受給者になった。70名が死亡(又は一時金を選択)一時金の選択で脱退する人は少なくなった。

①400名の退職者はほとんどが客室乗務員(月約20名が退職している)。昨年のような地上職・乗務職の退職はなくなってきた。

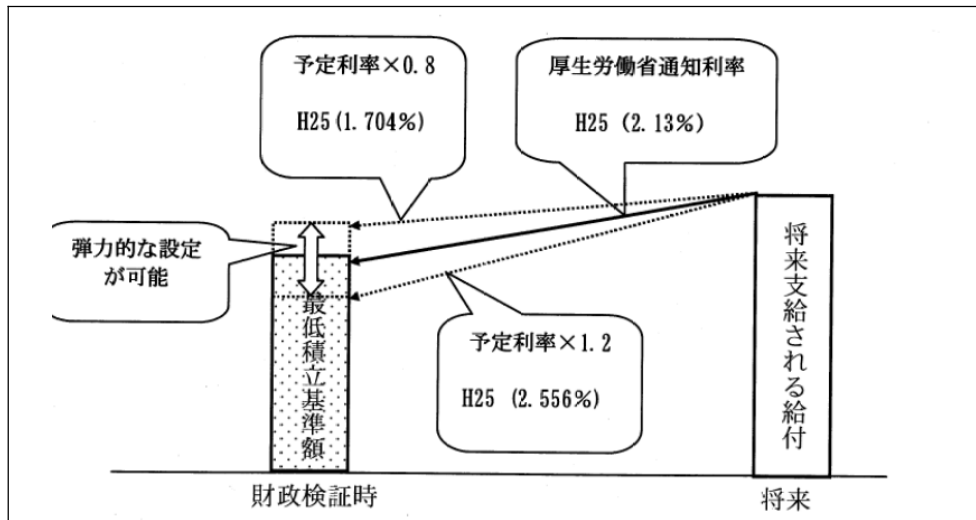
②受給者の受給実態



1, 主な科目の数値

	H26年3月末推計	H25年3月実績	平成25年3月末見込	平成24年3月末決算
掛金収入	146億円	146億円 (標準掛金54億円、特別掛金90億円)	146億円	129億円 (標準掛金53億円、特別掛金77億円)
給付費	174億円	165億円	164億円	163億円
年度末純資産	2,096億円	2,094億円	2,092億円	2,108億円
責任準備金	2,152億円	2,150億円	2,148億円	2,139億円
数理債務(年金原資)	3,347億円	3,420億円	3,417億円	3,477億円
特別掛金収入現価	1,195億円	1,270億円	1,268億円	1,338億円

①予定利率(最低積立基準額の算定に用いる)について
厚労省通知は年率2.13%、弾力措置(1.704%~2.556%)→これまで通り上限の2.566%を継続性の観点から適用した。



②継続基準による財政検証

平成25年3月からの新基準（純資産額で検証）には抵触するが、掛金の設定変更の要否の判定基準に基づき設定変更は不要とした。

区分	当基金の積立水準		(単位:百万円)
			基準値
継続基準 (積立比率)	純資産額 209,471	=0.97	1.00以上
	責任準備金 215,016		
(掛金の設定変更の要否判定)	純資産額 + 許容繰越不足金 241,723	=1.12	1.00以上
	責任準備金 215,016		

③非継続基準による財政検証

純資産額が最低積立基準額の92%を確保していないため抵触するが、法令により新たな掛金の要否の判定を行った結果、特例掛金の拠出は不要となった。

区分	当基金の積立水準		(単位:百万円)
			基準値
非継続基準	純資産額 209,471	=0.73	0.92以上
	最低積立基準額 285,090		

平成24年度決算から非継続基準に抵触した場合の特例掛金の算定方法を「回復計画による算定方法」から「積立比率の区分に応じた算定方法」に変更しております。
「積立比率の区分に応じた算定方法」により求められた「積立不足の解消に必要な年間掛金額(下限)」である6,951百万を、当基金の翌事業年度の年間掛金額(予想額)である14,878百万円が上回っているため、特例掛金の拠出は不要となります。

④財政運用について

→2013年3月末の運用実績は0.52%となった。1.5%の目標に対して約1%（約20億円）の未達成となっている。

→資産構成で生保一般勘定の割合は約85%となっている。その他の資産のうちアルバレット（ファンド）の解約を行い10月に売却予定。（長期的なリスクを避けるため売却する、現時点では約5千万円の損切りとなる。）

→生保一般勘定100%の既定方針で安定運用をめざす。（現状では生保が100%まで受け入れてくれる状況がない。）

⑤制度改定について

ANAなどでは制度改定（確定拠出への移行）があるがJALでは見直しがあるのかの代議員からの質問に「既に制度改定を行っているので予定はない」と答えた。

（JAL退職者懇談会から提起した内容）

①予定利率について

基本的に厚労省通知の2.13%を適用していただきたい。弾力措置の上限の適用は最低積立基準額が低くなりJAL本体にとっては掛金の負担が小さくなるが、仮に解散などあれば特例一時金の額が低くなる。今後とも引き続き、適用利率の見直しを検討をお願いしたい。

②特別掛金について

不足金（数理債務一年金資産）を解消するための特別掛金収入現価は10年以上の長期の償却としているが、早期に解消すれば年金資産が増え運用のスケールメリットが出て基金も安定する。JAL本体が史上有数の利益を上げ、退職給付引当金も1,544億円計上している。今後とも早期償却野検討をお願いしたい。

③継続基準、非継続基準の財政検証について

本来の基準は

継続基準は純資産額 \geq 責任準備金

に継続基準は純資産額 \div 最低積立基準額 \geq 1.00

であり、弾力措置の適用でよしとするのではなく、本来の基準をクリアできるよう考慮していただきたい。

④ANAはじめ、企業の負担を軽減し自己責任ということで、確定給付企業年金の確定拠出企業年金への移行（加入者のみ）が進められています。JALとしては、今後とも現行の確定給付企業年金の存続維持を確約していただきたい。

⑤客室乗務員の加入条件について

3年間の契約制期間があるために、企業年金への加入条件に格差が生じている。労働契約法20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）の観点からも改善を図っていただきたい。